

平成 2 2 年度
福島県森林審議会議事録
(第 4 回)

日時：平成 2 2 年 1 2 月 2 0 日 (月)
場所：杉妻会館 3 階「百合」

福島県農林水産部
森 林 計 画 課

平成22年度森林審議会議事録

- 1 日 時 平成22年12月20日(月) 13時30分～15時40分
- 2 場 所 杉妻会館3階「百合」
- 3 出席委員 9名

司会 (大竹主幹)	<p>本日は御多忙のところ、福島県森林審議会に御出席をいただき、ありがとうございます。私、本日の進行役を務めさせていただきます森林計画課主幹の大竹と申します。</p> <p>お席にお配りしております次第により進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>開会に先立ちまして確認させていただきます。</p> <p>本審議会は森林法に基づき設置されており、「附属機関等の会議の公開に関する指針」により、会場に傍聴席を設け、一般県民に公開することとなっておりますので御了承願います。</p> <p>傍聴者へお願いいたします。傍聴にあたりましては、お配りしております「傍聴にあたって守るべき事項」のとおりとなっておりますので、御協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、只今より福島県森林審議会を開催いたします。</p> <p>はじめに、会長より御挨拶をいただきます。</p>
木村会長	<p>委員の皆様にはお忙しい中、福島県森林審議会に御出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>本日の審議会は、平成22年12月7日付けで知事より諮問を受けました「奥久慈地域森林計画(案)並びに会津、磐城及び阿武隈川地域森林計画変更(案)」について、御審議をお願いするものです。</p> <p>地域森林計画は森林法に基づき知事がたてる計画で、地域に応じた森林整備の目標や今後10年間の計画量等を明らかにするものです。</p> <p>また、市町村長がたてる市町村森林整備計画の指針としても位置づけられる重要な計画となっております。</p> <p>委員の皆様には、それぞれの立場から、忌憚のない御意見をお聞かせいただきますようよろしくお願い申し上げます。</p>
司会 (大竹主幹)	<p>ありがとうございました。</p> <p>つづきまして、農林水産部 飯東技監より御挨拶申し上げます。</p>
農林水産部 技監 (飯東技監)	<p>農林水産部技監の飯東でございます。</p> <p>森林審議会が開催されるにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。</p>

委員の皆様には、年末のお忙しいところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日ごろより、本県の森林・林業行政の推進につきまして、御指導を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日は、「奥久慈地域森林計画（案）並びに会津、磐城及び阿武隈川地域森林計画変更（案）」について御審議をいただくとともに、森林保全部会の審議結果や福島県農林水産業振興計画の進行管理につきましても併せて報告させていただくこととしております。

森林法に基づきます地域森林計画は、森林資源の現状を把握いたしまして、資源の育成・管理の指針を示すものであり、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させる上で、基幹となる重要な計画となっています。

県といたしましては、地域の実情を踏まえた計画を策定しますとともに、市町村や関係機関とも連携を図りながら、健全な森林資源の維持造成を進めて参りたいと考えておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

司会
(大竹主幹)

ありがとうございました。

つづきまして、県側の職員を紹介させていただきます。

農林水産部技監の 飯東 昭三 です。

森林林業担当次長の 相馬 雅俊 です。

農林水産部参事兼農林総務課長の 菅野 盛雄 です。

農林企画課長の 谷井 彰 です。

森林計画課長の 渡邊 裕樹 です。

森林整備課長の 磯 武史 です。

林業振興課長の 堀江 隼人 です。

林道整備課長の 水戸 典明 です。

治山対策課長の 金沢 雄一 です。

また、各農林事務所長及び林業研究センター所長が出席しておりますが、お手元の座席表及び出席者名簿での紹介とさせていただきます。

以上で紹介を終わります。

ここで、お手元の資料の確認をお願いいたします。

「配布資料一覧表」を御覧ください。

地域森林計画関係の資料は、事前に配布いたしました「資料1～11」、本日配布いたしました「資料8-2」、「諮問文(写)」及び「スライド画像集」となります。なお、「資料9、10」につきましても、対応等について記入したものを本日新たにお配りしております。

次に「配布資料一覧表」の裏面を御覧ください。

こちらは報告事項関係の資料ですが、森林保全部会関係が「資料 保-1」「保-2」、福島県農林水産業振興計画関係が「資料 振-1」となります。

	<p>そのほか、次第、委員名簿、出席者名簿、座席表をお配りしております。お持ちでない資料がありましたら、お申し付けください。よろしいでしょうか。</p>
<p>司会 (大竹主幹)</p>	<p>それでは次第4の報告に移らせていただきます。</p> <p>委員の出席状況でございますが、津金委員、早矢仕委員、古川委員、水野委員、山本美穂委員から欠席の御報告をいただいております、委員総数14名のところ9名の出席となっております。</p> <p>福島県森林審議会規程第3条に規定する、委員の過半数の出席を得ておりますので、当審議会は成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、次第5の議事に移らせていただきますが、議長は福島県森林審議会規程により、会長が就くこととされておりますので、議事進行を木村会長にお願いいたします。</p> <p>それでは、木村会長お願いします。</p>
<p>議長 (木村会長)</p>	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>まずはじめに、森林審議会規程第6条第2項により、議事録署名人を2名指名いたします。</p> <p>中山委員と山本洋一郎委員、お願いします。</p> <p>本日の議事案件は、報告事項としまして「森林保全部会に関する報告」、「森林保全部会規程の一部改正」、それから「福島県農林水産業振興計画の進行管理」、審議事項としまして、知事から諮問を受けております地域森林計画に関する事項となっております。</p> <p>それでは議事(1)の報告事項に入ります。</p> <p>はじめに報告事項のア「森林保全部会の報告」について、岡部部会長より御報告をお願いします。</p> <p>よろしくお願いします。</p>
<p>部会長 (岡部委員)</p>	<p>それでは私から、森林保全部会の報告をいたします。</p> <p>平成22年9月3日に開催いたしました森林保全部会の審議結果について、福島県森林審議会森林保全部会規程第11条に基づき報告をいたします。</p> <p>資料 保-1を御覧いただきたいと思います。</p> <p>出席委員は定数7名のうち6名の出席で、審議した案件は資料2頁に記載の、平成22年8月17日付け22森第1259号で知事より諮問のありました、東日本高速道路株式会社東北支社による常磐自動車道建設のための林</p>

地開発許可についての案件でございます。

資料3頁に概要を記載しておりますが、申請者は東日本高速道路株式会社東北支社、場所は相馬郡新地町杉ノ目字飯樋地内、目的は常磐自動車道建設であります。

常磐自動車道は福島県の浜通り地方を通り、終点仙台に至る計画となっております。現在は富岡町の常磐富岡インターチェンジまで開通し供用されております。常磐富岡インターチェンジから新地インターチェンジまでは既に林地開発許可が出ておりますが、そのうち相馬インターチェンジまでは平成23年度には工事が完了し、供用開始の予定となっております。

今回は新地インターチェンジから宮城県境までの区間4.8kmについて林地開発許可が申請されたものです。

計画では、事業区域面積は29.2910ha、うち開発行為に係る森林面積は13.3471haでございます。完了予定は平成27年3月31日、4車線分の工事を行います。舗装まで行い供用するのは当面の間、暫定2車線の計画としております。

森林保全部会では、申請された事業計画の内容及び防災計画が森林法に定める基準に沿ったものになっているかどうか、内容の審査の他、建設予定地の現地調査を行うなど、案件について慎重に審議をいたしました。

その結果、出席委員全員から、諮問第1号の林地開発許可は適当との意見を得られましたので、資料1頁のとおり平成22年9月3日付け22福審保第2号をもって知事に対し「適当と認める」との答申をいたしました。

以上をもちまして、森林保全部会の報告といたします。

議長
(木村会長)

岡部委員ありがとうございました。
報告事項ということでございますので、以上で「森林保全部会の報告について」を終了いたします。

続きまして、報告事項のイ「森林保全部会規程の一部改正」について、説明をお願いします。

治山対策課長
(金沢課長)

治山対策課長の金沢です。
福島県森林審議会保全部会規程の改正につきまして、資料保-2により説明させていただきます。
資料の1頁を御覧ください。今回の改正は2点ございます。

1点目は、福島県森林審議会保全部会規程第4条の森林保全部会の審議事項に一項目追加いたしました。

2点目は、審議事項の一つであります森林法第10条の2の規定に基づく林地開発の許可に対し、諮問の対象とすべきものを明確化しました。

まず1点目の審議事項の追加ですが、資料の「1 改正の趣旨」の(1)に記載しておりますように、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)」が平成22年10月1日に施行され、その中に森林法の特例が設けられました。

その特例の内容ですが、法第13条で「認定木材製造業者が認定木材製造高度化計画に従って施設を整備するために開発行為を行う場合には、森林法第10条の2第1項、つまり林地開発の許可があったものとみなす」とされました。

この認定木材製造高度化計画は農林水産大臣が認定することとなりますが、森林法の特例を適用させる場合には都道府県知事の同意が必要となります。また、「都道府県知事は、同意をしようとする時は都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聞かなければならない」とされていることから、福島県森林審議会森林保全部会の審議事項に追加いたしました。

なお、森林保全部会で審議されるか森林審議会で審議されるかは、従前の林地開発許可の諮問案件と同様に、開発行為に係る森林面積により10ha以上200ha未満は森林保全部会、200ha以上は森林審議会とし、10ha未満は森林保全部会の報告事項とさせていただきます。

次に2点目ですが、改正の趣旨の(2)に記載しておりますように、現在福島県森林審議会森林保全部会への審議事項となっている、森林法第10条の2の規定に基づく許可、すなわち林地開発行為の許可についてです。

林地開発許可の変更が必要な場合、変更許可に関して森林保全部会からの意見をいただくのは、これまでは新規の許可と同様に開発行為に係る森林面積が10ha以上増加する場合のみとしておりました。今回それに追加しまして、「開発行為の目的を変更する場合」、例えば砂利採取で林地開発の許可を得ていたものを産業廃棄物処理施設に変更したいというような場合ですが、改めて森林法第10条の2第2項各号の審議が必要である、といたしました。

なお、この場合も、開発行為に係る森林面積により10ha以上200ha未満は森林保全部会、200ha以上は森林審議会での審議とさせていただきます。

以上により、資料の「2 改正の内容」に記載のとおり改正を行いましたので、今後該当する案件の申請があった場合は、これに従って御意見をいただくこととなりますので御了解願います。

なお、資料の2頁と3頁に森林保全部会規程の新旧対照表、それから4頁以降に改正した森林保全部会規程、8頁以降に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の要点及び法律全文を添付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

議長

ありがとうございました。

(木村会長) 只今の御報告に関しまして、御質問等がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

特に無いようですので、先に進みたいと思います。

続きまして報告事項のウ「福島県農林水産業振興計画の進行管理」について、御報告をお願いします。

農林企画課長
(谷井課長)

農林企画課長の谷井と申します。

資料の振一1に基づきまして御説明申し上げます。

まず県の農林水産業振興計画についてですが、今回初めてお聞きになる方もおりますので、冒頭に若干お話ししたいと思います。

この振興計画は、昨年3月に農業振興審議会、水産業振興審議会、森林審議会、それぞれで御審議いただいた部分を御了解いただいたうえで、農林水産業の振興計画として一本化した計画です。

これにつきまして、進行管理の内容を御説明させていただきます。

新たな農林水産業振興計画では、今後5年間で重点的・戦略的に取り組む施策として、「2 実施体制」の括弧にあります「重点戦略」①みんなのチカラで自給力向上プロジェクトから、⑧県産材フル活用の促進まで、この8つを重点戦略という形で掲げております。

このような重点戦略に力点を置きながら、その推進等取り組み状況の評価を行うとともに、この進行管理結果を次年度の全庁重点あるいは部重点事業といった事業予算の構築に向けて包括的に活用することを目的に進行管理を行っています。

実施体制についてですが、この重点戦略8本それぞれの関係課で構成しますプロジェクトチームを設置しまして、進行管理を行っているところです。

本日は、本審議会に直接的に関係があります⑧番の県産材フル活用について、資料に基づき御説明申し上げます。

資料の最後12頁をお開き願います。

12頁のまず始め、上段の囲みのところで、この重点戦略の目指すべき姿を記載しております。簡単に申し上げれば、森林の適正な整備、あるいは県産材のフル活用、こうしたものを進めながら森林所有者の利益を確保することにより経営意欲を向上させ、持続可能な林業の再生を図ろうとするものです。

そのための具体的な取り組みといたしまして、まず最初に森林GISを用いた森林整備と集約化施業の展開、以下5つの取り組みを記載しています。

本日は11月までのそれぞれの取り組み状況、取り組みを展開した中での課題、さらには今後の取り組みの方向性について、ポイントを御説明したいと思います。

まずはじめに、森林GISを用いた森林整備と集約化施業の展開については、資料にありますように、市町村計画は48計画で43万ha弱、事業体計画で50計画2万ha弱の作成が進んでいるところです。

また、2番ですが、高性能林業機械を主体とした新しい森林施業体系の導入につきましては、11月末時点で高性能林業機械は23台が機種選定され導入されているほか、林道さらには作業道で合計38km、58路線が整備中です。

次に素材の安定供給体制の整備についてですが、間伐材運搬に対する支援、あるいは林内作業路整備に関する支援について計画を承認しております。また、昨年度設立いたしました福島県素材流通機構が行う、間伐材等の燃料用チップの安定供給に対する支援についても現在進んでいるところです。

また、4番の県産材フル活用に必要な施設等の導入につきましても、間伐材及び木質バイオマスの加工施設について、4市町4施設で現在整備中です。

このほか6番ですが、未利用間伐材等の新たな需要の確保と利用の推進から申しますと、まずはじめにペレットストーブによるJ-VER制度申請ということで、参加承諾目標200名に対し、現在までに134名の方の承諾を得ています。一つ飛んで最後、カーボンオフセット森森元気事業推進検討会ですが、現在までに5団体で森林整備活動による22トンのCO₂吸収量について認証しています。

こうした取り組みを踏まえた課題ですが、森林GISを用いた森林整備と集約化施業の展開につきましては、冒頭に記載のとおり、森林整備計画あるいは木材生産収支計画の作成を合理的・効率的に進めるために、森林GISを活用した計画作成方法に改める等、集約化施業を促進する機器の整備を今後まだまだやっていかななくてはいけない、という課題が提起されております。

また、2番の高性能林業機械を主体とした新しい施業体系の導入につきましては、機器導入や路網整備等については平成22年当初に目標設定した分にはおおかた到達するところですが、今後とも整備に向けた体制充実が必要だと考えています。

また、4番の県産材フル活用に必要な施設等の導入につきましては、今後ともバイオマスボイラー等燃料設備の整備拡大というものを積極的に推進する必要があるという課題が出ているところです。

そのような課題のある中、今後の取り組みの方向に関してですが、森林GISを用いた森林整備と集約化施業の展開につきましては、経営計画作成を担う県内森林組合の取組活動に対して引き続き支援の充実・強化を図り、また、2番の高性能林業機械を主体とした新しい施業体系の導入についても、

平成26年度県内保有目標210台の高性能林業機械の導入に向けた支援というものを今後ともやっていく必要があると考えております。

また、5番の地域の家づくりグループの支援等を通じた建築物への木材利用の推進につきましては、(1)に記載のとおり国の法律「公共建築物等木材利用促進法」に基づく県の木材利用促進に関する方針を年内に取りまとめながら、さらには県内市町村が作成する木材利用方針の年度内策定を促進して参りたいと考えています。

最後の6番の未利用間伐材等の新たな需要の確保と利用の推進につきましては、(2)に記載のとおり県営林の森林整備によるオフセットクレジット制度の活用促進について取り組んでいきたいと考えています。

また、関係のあるところで、10頁に新規就業者の確保・定着という内容がございます。

そのうちの2番目で林業就業者の確保と雇用環境・就業条件改善への支援という取り組みが記載してありますが、おかげさまで各種事業を通じまして、平成21年度の実績では20年度と比べ新規林業就業者が増加しているところです。また、研修等の活動も活発化し、その実績等についても20年度を上回っている状況です。

しかしながら課題については、まだまだ林業労働災害の発生頻度が高いということがあります。その効率化あるいは安全の確保というところで課題を摘出しながら、今後の取り組みの方向としては、若年労働者の月給制の導入、あるいは退職金共済や雇用保険の掛金助成等の中で担い手の育成確保を図ったり、OJT育成研修の充実強化を図るなどの対応策を今後とも引き続き検討する必要があると考えているところです。

なお、この機会に、もう一つお手元の資料 振-1-1を御覧いただきたいと思っております。

この資料、今年度から農林水産業の全県運動として取り組んでおります「ごちそう ふくしま絆づくり運動」について、簡単に御説明申し上げます。

まず1頁の1の(1)の趣旨ですが、本県農林水産業の持続的な発展を図るためには、農林水産業や農山漁村に対する県民の理解促進がなによりも重要ですので、消費者・農林漁業者・商工業者等の幅広い参画を得ながら、農林水産業と食、緑、環境、暮らしをつなぎ、みんなで支え合うということを目的に、全県的な運動として展開することとしております。

運動の内容につきましては、まず一つ目は、みんなで支え合う「ふるさと」の絆づくりという形で、交流の場面を積極的に展開しよう、さらには「ごちそう ふくしま絆づくり宣言」の募集・制定、また「ごちそう ふくしま絆づくり大賞(仮称)」の創設をしていこう、と考えています。

2頁を御覧いただきたいと思っておりますが、運動の体制であります。詳細は4頁にありますが、本部長を県知事とし、副本部長は県の農業協同組合中央会

の会長さんと県消費者団体連絡協議会の会長さんにそれぞれお願いしています。林業関係につきましても、県の森林組合連合会から県きこ振興センターまで5団体の関係機関に入っていただき、新たな推進体制を整備したところです。

また2頁の(7)にあります運動の展開期間については、振興計画の期間と同様、本年度から平成26年度までの5年間としたところです。

なお5頁には、本年度の運動の内容について記載しております。全県イベント、地方イベントということで、生産者と県民の方々がふれあえる場を積極的に展開しました。また6頁には、「ごちそう ふくしま絆づくり宣言」ということで、運動の趣旨をわかりやすく具現化し県民の方々に広く取り組んでもらおうということです。宣言本文は7頁のとおりで、このゴシック体で書いてある部分のような具体的な活動を県民の方々が積極的に展開することにより、農林水産業振興のための取り組みを活発化してもらいたいという趣旨で、こういった取り組みを展開しているところです。

時間の都合もありますので中身を端折りましたが、わからなかった部分は、御質問よろしくお願ひします。

議長
(木村会長)

ありがとうございました。
只今の御報告につきまして、御質問等がございましたらお願いします。

早川委員

木材利用促進法のことです。
教育委員会などにもお話しされているとのことですが、うちの地域の三春中学校で、学校改築が行われるということで既に事業が進んでおります。しかし、既に事業が進んだ今の段階で、こういう促進計画が出たからと言って、事業主体に対して「公共建築なんだからもう少し木材使うように設計を変更してくれないか」というような話は出来るのでしょうか、出来ないのでしょうか。このことについて、ちょっとお話しただけないでしょうか。

林業振興課長
(堀江課長)

今までも、法律が出来る以前から、県においては県産材推進協議会がありまして、教育庁等にいろいろ働きかけていたところです。
各事業の取り組みにおいては諸事情等もございしますが、出来る限りいろいろな機会を見つけて働きかけているところです。
個別の案件につきましては、どの程度出来るかということはありませんが、今後ともこの新しい法律による基本方針に基づき、あらゆる方面に働きかけて行きたいと思っています。

山本(洋)
委員

絆づくり運動について、参加者数は主催者で予定していた人数よりも多いものなのか少ないものなのか。そういえばこういう行事も新聞に載っていたという記憶もあるのですが、結構知らないものも多かったものですから、県民の皆さんもそのような状態ではないかなと思います。

それで、予定よりも参加者数が多ければそれでいいんですが、もしもう少し多い参加者数を予定していたとしたら、県民への周知の仕方に何か足りない部分があったのではないかという気がするのですが。

農林企画課
長
(谷井課長)

ただいまの御質問につきまして、一般的に申しますと一つのイベントに対してバス1台位を定員の目安にしているところです。大型バス、中型バスでも違いますが、例えば定員30人という設定をした場合、実際は30人を超えた時点で、その後の申込み分については丁重にお断りしております。

ただお気づきのとおり、バスの定員に比べもう少し参加があってもいいイベントも確かにありました。そのような部分については、多くの県民の方々に参加していただきたい思いがありますので、周知には意を尽くした方法を検討したいと思っております。

また、資料の6頁を御覧ください。(2)各種イベント情報の発信として県のホームページにこのような形で、今年ようやく記載することが出来ました。今後は、早め早めに企画を整えてこの部分についても情報をアップする、あるいはマスコミにも広く情報発信をしていくことで、多くの県民の方々が参加出来るように工夫をしていきたいと考えています。

議長
(木村会長)

よろしいでしょうか。
他に無いようなので、以上で報告事項に関する審議を終了します。

つづきまして議事(2)の、議案第1号「奥久慈地域森林計画(案)並びに会津、磐城及び阿武隈川地域森林計画変更(案)」についての説明をお願いします。

事務局
(加藤主幹)

森林計画課主幹の加藤です。よろしく申し上げます。
説明の進め方ですが、はじめに「地域林計画の樹立案及び変更案」について説明のあと、次に計画(案)に対する公告縦覧及び県民意見公募、いわゆるパブリック・コメントですが、その結果、並びに委員の皆様からの事前質問事項について、御説明させていただきます。

なお、資料2、資料4、資料4-3、それから資料7につきましては、資料8及び資料8-2「地域森林計画樹立案及び変更案の訂正表」のとおり一部訂正していますので、あらかじめ御了承願います。

それでは「地域森林計画の樹立案及び変更案」について、スライドにより説明しますので、スクリーンの方を御覧いただきたいと思います。

なお、説明に用いるスライドにつきましては、お手元にスライド画像集としてお配りしておりますので、画像が見えにくい場合などには、そちらを併せて御覧ください。

はじめに、「森林計画制度」の概要について御説明いたします。

【1.図】森林計画制度体系図

この体系図にありますように、森林は、総合的・長期的な視点に立ち、適切に取り扱う必要があります。

そのため、森林法に基づく森林計画制度が設けられており、図にありますように、国、県、市町村、森林所有者等が、互いに連携しながら、制度を推進する体系になっております。

本日御審議いただく「地域森林計画」は、民有林を対象に知事が樹立するもので、「全国森林計画」に即してたてることとされており、「市町村森林整備計画」の指針ともなる計画です。

【2.図】地域森林計画の主な計画事項

地域森林計画の主な計画事項といたしましては、

- ・計画対象森林等の「区域」、
- ・伐採や造林等に関する「指針や基準」、
- ・伐採量等の「計画量」、

となっております。

次に本年度樹立となります「奥久慈地域森林計画」の概要について御説明いたします。

【3.地図】奥久慈森林計画区位置図

図にありますように奥久慈森林計画区は、県の南端に位置しており、東白川郡の3町1村で構成されています。

なお、地域森林計画は、森林計画区毎に策定することとされており、県内には、図にありますように、ただいまの奥久慈、左の方の会津、中ほどの阿武隈川、海沿いの磐城、この4つの計画区があります。

【4.図】全国森林計画と奥久慈地域森林計画期間

全国森林計画と奥久慈地域森林計画の期間につきましては、地域森林計画は5年ごとに樹立し、その計画期間は10年間とされています。

今回の奥久慈は、5年ごとの樹立にあたり、計画期間は平成23年4月1日からの10年間となっております。

次に奥久慈計画区の「森林・林業の概要」について御説明いたします。

【5.図】総土地面積と森林面積

総土地面積と森林面積です。

総土地面積は6万2千haで、皆さん御存じの猪苗代湖が1万330ha

ですので、その6倍ほどの広さです。そのうち、78%は森林となっています。

また、このうち地域森林計画の対象となる民有林面積は2万7千haで、森林の56%を占めています。

【6.図】民有林における人天別割合

民有林の58%についてはいわゆる人工林で、これは県平均の36%を大きく上回っており、奥久慈は県内屈指の林業地帯となっています。

【7.グラフ】人工林年齢別構成表

図は人工林の樹種別、年齢別の構成です。

年齢と申しますのは5年間で1とする単位です。

樹種は、人工林面積全部で1万6千ha程ですが、その84%をスギが占めています。

また、年齢別の構成をみると、若い木が少なく比較的壮年の林が多いということで、いわゆる少子高齢化と同じような状況で、資源の偏りが見られます。

【8.写真】林道の現況

次に林道の現況です。

林道につきましては、その密度が、haあたり10.8mで、県平均の7.2mを大きく上回っております。

【9.表】素材生産量(国有林+民有林)

次に素材生産量です。

平成19年の素材生産量を見ますと、国有林と民有林合わせて12万7千m³となっており、県内生産量の17%を占め、高い割合となっています。

このうち民有林については約6割、国有林が約4割となっております。

【10.写真】木材産業

木材産業についてですが、製材用の国産材入荷量をみると、県全体の44%を奥久慈が占めており、大規模な国産材の消費地となっております。

なお、奥久慈地域においては、平成18年度から国内有数の国産材製材工場が稼働しています。

写真は、8月30日に現地調査で御覧いただいた、協和木材株式会社の工場です。

次に「計画事項」の概要について御説明いたします。

【11.図】対象森林の増減

対象森林の増減についてです。

対象森林面積は、5年前の樹立時に比べて、差引111ha増加しています。

この増加の内訳としましては、住宅等の建物敷や道路等による「減少」が37ha、国土調査結果の反映等により「増加」した面積が148haとなっています。

【12.図】森林の機能と森林の区分の概要

次に森林の機能と森林の区分の概要です。

地域森林計画では、森林の機能を「水源かん養」や「山地災害防止」等、図にあるように、5つの機能に分けて定めています。

森林の機能を高度に発揮させるには、機能に応じた取り扱いが必要ですが、一つの森林が複数の機能を持つ場合がほとんどです。

そこで森林計画におきましては、重視する機能に応じて、森林を「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の3つに区分しているところです。

【13.図】森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全の基本方針についてです。

この計画では、「森林の区分」に応じた様々な取り組みを適切に実施し、健全な森林資源の維持造成を推進することを基本方針としています。

また、計画の目標となる「望ましい森林資源の姿」を「森林の区分」毎に示しています。

なお、3区分の具体的な区域については市町村長が定めており、地域森林計画は、その際の基準や指針について定めています。

【14.写真】水土保持林

「水土保持林」について御説明いたします。

「水土保持林」は、「災害に強い県土の形成」や「良質な水の確保」を重視する森林です。

そのため、適切な保育・間伐の実施や伐採による裸地面積の縮小等を推進しています。

【15.写真】森林と人との共生林

次に「森林と人との共生林」についてです。

これは、「生物多様性」や「森林とのふれあい」を重視する森林です。

そのため、広葉樹や郷土樹種など多様な樹種の導入等を推進しています。

写真は、江竜田の滝です。

【16.写真】資源の循環利用林

次に「資源の循環利用林」についてです。

「資源の循環利用林」は、木材等林産物の生産機能を重視する森林です。そのため、適切な造林や保育・間伐等を推進しています。

ここからは「計画量」について御説明いたします。

なお、地域森林計画の計画量は、全国森林計画の計画量と著しい差異がないよう定めることとされています。

【17.表】伐採立木材積

表は伐採立木材積の計画量です。

伐採材積は、人工林資源の充実や国産材の供給地として期待が大きいこと等を勘案して、138万2千m³と計画しました。

量としましては、素材生産量の動向から見た木材需要量に見合うものとなっています。

【18.表】人工造林、天然更新別造林面積

次に人工造林、天然更新別の造林面積について御説明いたします。

表は、造林面積の計画量です。

造林面積は、伐採した後に確実に森林に戻すことを基本として、資源の循環と多様な森林整備が図られるよう計画しています。

【19.表】森づくりの区分

ここで、森づくりの区分となる育成単層林等の言葉について御説明いたします。

森林計画では、森林を人手を加えて機能を発揮させる「育成林」と、天然力に任せる「天然生林」に分けています。

さらに「育成林」は、一度に伐って育てる「育成単層林」と、部分的に伐って様々な年齢や高さを持つ森林を育てていく「育成複層林」に分けています。

この計画では、例えば育成複層林は林地の保全を目的とする森林に導入する等、それぞれの目的に合った森づくりを推進していきます。

【20.表】森林資源の状態

次に森林資源の状態です。

この表は、計画どおり伐採や造林が行われた場合の10年後の森林資源の状態を示しています。

面積を見ますと、育成単層林は、資源構成の多様化を図るため複層林に移行させることから減となり、育成複層林が増える計画としています。

天然生林は、伐採跡地や松くい虫被害地への植栽などによりやや減少、となっています。

なお、森林蓄積は、伐採を上回る成長があるため、現在よりも増加する見込みとなっています。

【21.表】林道整備の計画量

表は、林道整備の計画量です。

林道については、森林の状況や路網の配置、施業の動向等を踏まえて計画しています。

10年後の林道整備率の目標は、74%としています。

【22.写真】林道(開設)

この写真は、8月30日に現地調査を行った埴町の「楡木田一本木Ⅱ線」です。

【23.表】保安林の計画期末の面積

次に保安林の計画期末の面積です。

保安林の指定・解除については、保全すべき森林や保安林の配置状況、社会的要請等を踏まえて計画しました。

10年後の保安林総数は、表にあるとおり、2,418haとなっています。これは計画対象面積の約9%にあたります。

【24.表】治山事業の数量

次に治山事業の計画量です。

治山事業については、荒廃森林の復旧や危険箇所への災害予防のため、事業の重要性や緊急度等を勘案して計画しました。

【25.写真】谷止工(間伐材利用)

なお、治山事業においても間伐材等の県産材の有効活用を進めています。

写真は、埴町で、間伐材による型枠を使用した谷止工です。

【26.図】特定保安林と要整備森林

次に特定保安林と要整備森林です。

「特定保安林」とは、機能が低下した保安林について、農林水産大臣が指定するものです。

このうち、早急に保育等を必要とするものを「要整備森林」といいます。

この計画では、埴町に1箇所、要整備森林を指定し、間伐を実施する計画としています。

以上で奥久慈計画案の説明を終わります。

引き続き、変更案について概要を説明させていただきます。

【27.表】地域森林計画の変更について

今回は、会津、磐城、阿武隈川の各計画区について変更を計画しています。

「対象森林の区域」、「林道」、「保安林」、「治山事業の計画量」について、3計画区とも変更となります。

特定保安林の整備については、阿武隈川計画区のみが変更となっています。

【28.表】変更 対象とする森林の区域

次に対象とする森林の区域です。

「対象森林の区域」については、「林地開発完了」による減、これについては3計画区とも減となっています。

また、「官行造林地の返地」については、阿武隈川森林計画区が該当しております。阿武隈川は、減の面積と増の面積、差し引きまして8haの減少となっています。

【29.表】変更 林道の計画量

次に林道の計画量の変更です。

「林道」については、災害等への対応や線形の見直しにより、計画量を変更しています。

【30.表】変更 保安林の計画量

次に保安林についてです。

「保安林」については、災害の状況等を踏まえ指定面積を追加したほか、国道等の公益上の用途に供するため解除面積を追加しています。

【31.表】変更 治山事業の計画量

次に治山事業の計画量です。

「治山事業」については、災害の状況等を踏まえ地区数をそれぞれ追加しています。

【32.表】変更 要整備森林の計画量

次に要整備森林の計画量です。

「特定保安林」の整備については、阿武隈川計画区で「要整備森林」を新たに追加しました。

最後に樹立・変更の「スケジュール」です。

森林審議会の答申をいただいた後に農林水産大臣に協議しまして、年明けには公表したいと考えています。

以上で地域森林計画樹立案及び変更案の御説明を終わります。

議長
(木村会長) ありがとうございます。
ここで、休憩を10分間取りまして、次の公告縦覧等の結果についての説明は休憩後に行うことにします。

(休 憩)

議長
(木村会長) それでは再開したいと思います。事務局よろしくお願ひします。

事務局
(加藤主幹) それでは次に、公告縦覧及び県民意見公募の結果と委員の皆様からの事前質問事項について御説明します。

資料は本日、対応等を書き加えて新たにお配りしました資料9及び資料10になります。

はじめに、資料9の「地域森林計画樹立案及び変更案に対する意見の要旨及び当該意見の処理(案)」の方から御説明します。

資料9の1頁を御覧ください。

1番として、森林法第6条第2項に基づく意見の申し立て及びうつくしま県民意見公募(パブリック・コメント)の結果です。

縦覧及び意見募集期間については、今年の11月5日から32日間実施しました。

意見の要旨及びその処理案については、これから述べさせていただきますが、誤字脱字等の訂正に関する御意見については除かせていただきます。

2番として、森林法第6条第3項に基づく意見聴取ですが、関係市町村長、関東森林管理局長、ともに意見は特にありませんでした。

3番として、関係機関及び他部局との協議ですが、東北経済産業局長、県の関係部局、ともに意見は特にありませんでした。

次は別紙の中身で「対応」についての区分です。意見への対応として5つの区分を設けています。

「修文するもの」、「趣旨を取り入れているもの」それと「趣旨の一部を取り入れているもの」、これについては意見の趣旨の一部が当計画に記述されていたり、意見の趣旨と施策の推進方向に矛盾がないこと等から特に修文しなかったものです。

それから、一番下になりますが「計画への反映が困難なもの」、これは意見の趣旨が個別の事業や施策の具体的な取り組みに関するものであること等から、森林整備の指針等を定める当計画に記述することが困難なものになります。

それでは別紙の方ですが、まず整理番号1、奥久慈森林計画区についてです。資料4のⅢの7(2)30頁になりますが、「開設又は拡張すべき林道の種類及び箇所別の数量等」という項目に関してです。意見としては、「林道舗装の理由は何か、舗装する理由がわからない、間伐用の作業道をもっと整備すれば良いのではないか」というものです。

これについては、対応として「計画への反映が困難なもの」とさせていただきたいと思えます。理由としては、林道は森林の整備や管理経営に欠くことができない施設であり、林道の舗装については、急勾配や急カーブ区間、路面浸食の甚だしい区間、交通量の多い区間など、一定期間内の維持管理費及び災害復旧費が舗装経費を上回る区間等において、林業従事者、それから地域住民等の通行の安全を確保するために実施するものです。なお、作業道については、林道と適切に組み合わせて、より効率的な森林整備のための路網の整備を重点的に推進していきます。

次は整理番号2です。これは同じ資料4のⅢの8(6)33頁についてです。意見の趣旨としては、「集落広場、保健増進施設等の生活環境整備は森林計画で定めて農林予算で実施すべきものなのか」という内容で、途中省略しますが「林業生産に直結しない事業は即刻廃止してもらいたい」という御意見です。

これについての対応は、「計画への反映が困難なもの」とさせていただきます。理由としては、中ほどになりますが、林業従事者の確保ですとか林業後継者の育成が不可欠であるということと、その生活の場となる農山村の維持・活性化を図る必要があることから、定住条件を整備するのに必要な道路や生活環境施設整備について記述したものです。なお、地域森林計画は、事業や事業主体を特定するものではありません。

次に3頁の整理番号3です。同じく奥久慈の40頁になります。松くい虫関係の病害虫については記述がありますが、「話題のナラ枯れについて現状と対策はどうなっているのか」ということです。

これについては「趣旨の一部をとりいれているもの」とさせていただきます。理由として、奥久慈にはカシノナガキクイムシによるいわゆる「ナラ枯れ」の被害は確認されていないことから、「ナラ枯れ」についての現状や対策に関する記述は特にしていません。なお、当計画区においては、松くい虫をはじめとする森林病害虫の定期的な調査を行い、被害の早期発見に努めております。

次に整理番号4ですが、これは奥久慈をはじめ資料5、資料6、資料7の会津、磐城、阿武隈川計画区について関連しているものです。意見の趣旨としては、「別表4の市町村別の新設路線をみると、利用可能材積が少ないの

に開設延長が長い路線が幾つか見られるが、費用対効果の面から問題だ」というものです。

この対応としては、「計画への反映が困難なもの」とさせていただきます。林道の利用区域内の利用可能材積については、樹種や林齢等森林の資源状況によってそれぞれ異なります。また、その計画延長については、路網の配置や森林の利用形態、利用する林分の所在、地形的条件等を勘案しながら計画したところでは、費用対効果を充分検証し、効果的な事業の実施を促進しております。

以上で公告縦覧及び県民意見公募の結果について御説明を終わります。

続きまして、委員の皆様からの事前質問事項につきまして、資料10により御説明します。

まず1頁、整理番号1です。奥久慈計画区について、山本洋一郎委員から御質問いただきました。中身については、「過去にもこのような計画が策定されていたとすると計画どおりに実施されたという実感が感じられない気がします。事業の進捗状況の点検及び指導等を通して、予算との関係で実施可能なかどうか気になるところです」という質問でした。

森林計画制度は、森林施業が森林所有者の意志に基づいて行われるものであることを基本としつつ、国、県、市町村の各段階において計画を作成し、その達成に必要な指導や援助等の措置を講じる構成となっています。

その中で地域森林計画は、市町村森林整備計画の指針として、森林所有者等が施業の実施に当たって配慮すべき基本的な事項と、全国森林計画の計画量を踏まえた計画量を定めています。

また、地域森林計画の進捗状況については、5年毎の樹立時に「前期計画の実行状況」として整理しており、その概要については、資料4-3の27頁を御覧ください。

「4 前期計画の実行状況」とありまして、(1) 伐採立木材積という項目があります。主伐材積については、近年の木材価格の低迷等により、皆伐が減ってきており、実行歩合が低い値となっていますが、間伐材積については、ほぼ計画どおりの実績となっています。

次に(2) 人工造林・天然更新別の面積の項目です。皆伐が減ってきたことにより、伐った跡地を更新する人工造林及び天然更新の面積も相対的に減少しています。特に人工造林は、材価の低迷等で森林所有者の造林意欲が低下しており実行歩合が低い値となっていますが、奥久慈地域は県内有数の国産材産地であるということもあり、森林所有者の意識を高めるとともに、森林整備事業等各種施策を推進することで、森林資源の持続的な育成を図っていきたいと考えています。

次に(3) 育成複層林施業導入面積です。皆伐せずに複数の層を持つ森林に仕立てていく育成複層林施業は、多様な森林整備を図る上で有効ですが、

森林所有者の造林意欲の低下に加え、管理の難しさ等から実行歩合が低い値となっています。複層林施業には、いろいろ手法がありますが、前期実績として上がっていたのが下層木を植栽する方法によるものだけであったことから、森林所有者の意識を高めるとともに、自然に生えてくる下層木を育成する方法等人為と天然力を組み合わせた施業についても推進して、多様性に富む森林の整備を図りたいと考えています。

次に（４）林道の開設等の表です。林道開設については、公共事業費の大幅な減少などが理由にあげられますが、樹立に当たっては、森林の適正な整備に資するため、地域に即した効率的な路網になるよう計画しています。今後、一層のコスト縮減と効率的な事業執行により、目標達成に向け努力していきたいと考えています。

それから資料10の3頁、同じ奥久慈ですが「林業に従事する者の育成及び確保」の項目でございます。同じ山本洋一郎委員からの御質問で、「事業の展開で人件費が問題になるだろうと思います。以下の条件なら人材はあると思うのですが。」ということで4点ほどいただいています。

回答としては、平成18年度から森林環境税を活用した森林づくりボランティア総合対策事業において、森林ボランティア団体の森林づくり活動に対する支援を行っています。この中で、団体構成員が安全に森林整備作業を行うためのチェーンソーや刈払機に係る特別教育の経費について支援の対象としているところです。また団体で使用する機材の購入に関する支援や森林づくり活動の際の参加者用の道具の貸し出し、これらについても森林ボランティアサポートセンターを通じて行っています。

今後もボランティアの総合相談窓口となっている森林ボランティアサポートセンターの活用を図りながら、森林ボランティア団体の活動を支援するほか、ボランティア活動の輪を広げるため、森林所有者や林業関係者及び森林ボランティア団体、企業、市町村などとの連携強化に努めます。

以上で委員の皆様からの事前質問事項の御説明を終わります。

議長
(木村会長)

ありがとうございました。
それでは、質疑応答に入ります。
これまでの説明について、御質問等があればお願いします。

中山委員

3点ほど教えていただきたいことがあります。
奥久慈の計画ですが、保安林の計画のところ、スライドの方に計画期末の面積が出ていましたが、水源かん養のための保安林が現計画では計画されていないのですが、新計画では80haとなっています。現計画に無くて新計画に入ってきているので、この80haはどのような現地状況で計画されたのかについて教えていただきたい、というのが1点目。

それから2点目、要整備森林の関係で、奥久慈は1.8haですか、変更計画にも特定保安林整備面積が計上してあります。これに関して、県としては必要などころに指定されているのだと思いますが、特定保安林を指定した場合の解消の見込みについてお聞きします。例えば、荒廃など問題が非常に大きければ、施業をなかなかやってもらえないところに勧告したりとか、最終的には治山事業まで視野に入れるわけですが、そういった計画と実行見込みの状況を教えていただければと思います。

3点目ですが、森林全体の面積のところ、林地開発に関して森林が若干増減していますが、特にそういった開発の中で、最近マスコミでも非常に話題になっております外資系の開発が福島県の森林において起きているのかどうか。また開発に限らず、そういった外資系の森林の買収の状況について、情報として把握しているのかどうか、お伺いしたいと思います。

以上3点です。

治山対策課長
(金沢課長)

1点目の奥久慈の水源かん養保安林の件ですが、確かに奥久慈流域の中では水源かん養保安林というものが全然ありませんでした。

今回新計画で追加する80haというのは、鮫川村になります。鮫川村において計画する地区については、資料4の54頁にあります。鮫川村の89林班になります。この地区で、水源かん養保安林80haの指定を予定しております。

続きまして要整備森林についてですが、こちらについては、資料4の38頁に書いてある内容のとおりです。これにつきましては、施業の必要な場所ということで、整備をする必要がある箇所を現地調査して計画したものでして、ここは特定保安林に指定することによって要整備森林が解消出来る見込みがあると思っております。保安林の要整備森林については以上です。

森林計画課長
(渡邊課長)

3点目の、外国資本による山林買収の情報、それから開発等の情報があるのか、というお話でございます。

この件につきましては平成21年度以降、国の方もいろいろ情報を集めており、県への照会もあったことから、何度か市町村や森林組合を通じて調査をして来たところでは。

今年度につきましても、4月以降2回にわたって、市町村それから森林組合等に照会しまして、情報の収集に努めたところでは。その結果、本県では具体的な買収の情報は無い、ということでした。

また開発等については、森林法上の伐採届、それから先ほどからも出ている林地開発許可の手続きの時点で把握出来るわけですが、そういった開発に関する情報も現時点ではありません。

以上でございます。

早川委員 関連ですが、開発ばかりでなく不動産の取得について、今テレビ等でも大変報道されていますが、北海道などでは相当買収が進んでいるといわれています。県で阻止するとかは出来ない問題だとは思いますが、県でもやはり検討とかをしっかりとやって、例えば所有者が買収に応じないような施策を講じるとか、市町村にもお願いして、そういうことの無いような方法をとって貰えるように御指導をお願いしたいと思います。

森林計画課長 (渡邊課長) 一定規模以上の土地の取引につきましては、国土利用計画法上の届出をすることになっているわけですが、中身は取得した人が誰であるかを把握するものでない、ということがあります。また個人情報だということもありまして、すぐに森林を管理している我々のところに情報が直結して来ないということがありますので、なかなか情報収集は難しい状況です。

ただ、森林については、適正に維持管理する必要があります。その考えに基づきまして、森林を適正に管理するために森林所有者によく働きかけをして、そういった所有権の異動があればすぐにでも情報が得られるような仕組みについて研究しなくてはならないと考えているところです。

いずれにしても、森林所有者の情報を、現場で把握出来るのは森林組合です。そういう立場で森林組合の方にもしっかりと森林所有者、組合員の指導をしていただきたいと思っております。

岡部委員 今の土地の買収という話題では無いのですが、去年あたりから不動産業者が頻繁に「材木を売ってくれ」、「立木を売ってくれ」ということで、代わる代わるおいでになった。主に電話ですが、それでも5日置きくらいに業者が来たのではないかと思います。

ですが業者はあまり事情を詳しくは言わないんです。買い手は誰なのかと聞くと「いや名の知れた人だけどこでは言えない」とか、なかなか言わない。「私はいわきの森林組合の紹介だけ」というから、森林組合にその業者から話をよく聞いておいて貰えないかと頼んだけど、森林組合にも何も言わず、はぐらかしたようです。個人から「30cm位の間伐材を売ってくれないか、それも立木のままがいい、立木で売ってくれ」という、そういう話はかなりありました。だけど私どもは木を自分で伐っているの、立木のまま売ったりということはやりませんから、相手にしなかったのですが。

それからもう一つは水資源の問題です。ボーリング用にある程度小さな面積の土地を買い取って、そしてボーリングして水を吸い上げるという、そのような動きが、やはりあると聞かれます。

ですから、森林計画課長のいうとおり、森林所有者の情報を確認する方法をとってもらって、よく把握していただいて、適正な情報を私どもにも流していただければありがたいなと思います。よろしくお願いします。

山本（洋） 委員	<p>一般的な質問でよろしいですか。</p> <p>資料の中の阿武隈川地域森林計画書の最後のところですが、図面にですね「要整備森林」という凡例になっているのですが、前のほうの頁だと「計画の対象外の区域」となっていて、もっと前には「対象とする区域」となっています。これはそのまま素直に受け取っていいのですか。</p>
事務局 （吉田主任 主査）	<p>凡例が全部同じため、大変紛らわしいことで申し訳なかったのですが、中身としては図面のおりどりでして、「対象外とする区域」は面積の減る区域、「対象とする区域」は面積の増える区域、「要整備森林」については要整備森林に指定する区域、ということになっております。</p>
議長 （木村会長）	<p>他に何か御意見はありますか。</p> <p>森林買収に関しても、何か情報があればお願いします。</p> <p>御意見の方はもうよろしいですか。</p> <p>それでは修正意見等について、これまでの審議の内容からしまして修正加筆等は無いようですので、議案第1号ですけれども、地域森林計画に関しては変更も含めまして、原案に異議がないものとして、答申してもよろしいでしょうか。</p> <p>（委員から、異議なしの声）</p> <p>議案第1号は、原案に異議がないものとして、答申したいと思います。</p> <p>なお、答申書につきましては、最後にこの場において県に提出したいと思います。</p> <p>これで本日の議事を終了いたします。</p> <p>円滑な審議に対し、感謝申し上げます。ありがとうございました。</p>
司会 （大竹主幹）	<p>木村会長、ありがとうございました。</p> <p>また、委員の皆様には、長時間にわたり御審議をいただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは「6 その他」に移らせていただきます。</p> <p>事務局よりお願いします。</p>
事務局 （加藤主幹）	<p>事務連絡を申し上げます。</p> <p>まず議事録の作成ですが、本日の議事録につきましては、整理の上、御発言いただきました委員に御確認をいただき、議事録署名人の押印をいただいた後に、写しを全委員にお送りいたします。</p>

なお、議事録は、森林計画課のホームページで公表することになりますので申し添えさせていただきます。

それから次回の森林審議会、森林保全部会の開催予定です。

現在のところ、来年夏の森林審議会現地調査までの間に森林審議会、森林保全部会とも開催予定はございません。

なお、緊急に開催すべき事案が発生しました場合には、改めて御連絡いたしますので、その際はよろしくお願いいたします。

以上でございます。

司会
(大竹主幹)

最後に、委員の皆様から何かございますでしょうか。

早川委員

先ほど資料 振－１－１で報告のあった「ごちそう ふくしま絆づくり運動」ですが、これは大変良いことですが、現実の農村の状況を見ますと、例えば今年の水稲の価格などは、とても安くて対応出来ないというのが農家の心情です。

しかしながら、これを一所懸命やれと言われても金にならなくては誰もやりません。私の考えですが、おそらく４～５年も過ぎれば、もっともって農村の減退はひどくて、離村がずいぶん増えてくるのかなと考えます。ですので、むしろこのような運動の以前に、もっと農村の振興策に力を入れていただくように要望申し上げたいと思います。

自分の家の例を見ますと１haほど耕作しているのですが、私も年をとっております。なのであと４～５年も過ぎれば、トラクターに乗って事故でも起こしたらまずいので、そろそろ辞めるほかないのかなと。後継者がいないのですからどうしようもないです。

現実がそういう現実ですので、その辺も良く検討して振興策をお願いしたいと思います。以上です。

司会
(大竹主幹)

これは御要望ということでよろしいですか。

早川委員

はい。

司会
(大竹主幹)

それでは、地域森林計画に関する答申に移らせていただきます。
答申書を木村会長から飯東技監へお渡しいただきます。

(木村会長、飯東技監、前になる)

木村会長

２２森審第１７号、平成２２年１２月２０日、福島県知事あて森林審議会

長。

「奥久慈地域森林計画(案)並びに会津、磐城及び阿武隈川地域森林計画変更(案)について」

平成22年12月7日付け22森第1920号で諮問ありましたこのことについては、審議の結果、適当と認めます。

(答申書、手渡す)

農林水産部
技監
(飯東技監)

ただいま御答申いただきました内容に基づきまして、今後とも適正な森林管理と施策の推進に取り組みたいと思います。

ありがとうございました。

司会
(大竹主幹)

以上をもちまして、福島県森林審議会を閉会させていただきます。

長時間の御審議、ありがとうございました。

(以上を以て閉会となる)

以上の議事録内容に相違ありません。